

いじめ防止委員会設置 設置要綱

福山市立水呑小学校

(目的)

第1条

この委員会は、「福山市立水呑小学校いじめ防止等に係る基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応及び再発防止を図り、全ての児童が安心して学ぶことができる学校づくりを推進する。

(委員の指名)

第2条

いじめ防止委員会の委員は、校長が指名する。

(委員会の構成)

第3条

いじめ防止委員会は、次の者をもって構成する。

- ・校長
- ・教頭
- ・主幹教諭
- ・教務主任
- ・各学年主任
- ・生徒指導主事
- ・養護教諭

必要に応じ、校長が必要と判断した教職員を加えることができる。

(委員会の開催)

第4条

毎月、第3火曜日を定例日として委員会を開く。

(活動内容)

第5条

○基本方針に基づく取組の実施に係る年間計画を作成するとともに、その実施について統括する。

○生徒指導部等と連携を図りながら、次に挙げる項の円滑な実施を統括する。

- ・いじめの防止及びいじめ認知時の対応等に係る校内研修の実施
- ・いじめの防止及びいじめ認知時の保護者・関係機関等との連携
- ・いじめの防止及びいじめの早期発見に係るアンケート調査及び面談の実施
- ・いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報
- ・いじめの防止に係る相談窓口の設置及び広報

(その他)

第6条

この規定に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、校長が定める。